

# 農用地土壌汚染対策地域の 指定要件等について

平成22年2月17日

## ○ 常時監視について

常時監視	<p>■ 細密調査 汚染のおそれがある地域において適宜ほ場を変えながら、汚染の広がりと程度を把握する調査。</p>	<p>■ 概況調査 調査対象地域の概況等につき調査するもの。</p>
		<p>■ 精密調査 概況調査の結果を参考に、調査対象地域について農用地面積おおむね2.5haに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場における農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壌及び農作物を採取し、その中に含まれる特定有害物質等の量の分析測定を行う。</p>
	<p>■ 対策地域調査 対策地域内及びその周辺において地点を定めて、農作物や周辺環境の汚染の状況等を把握する調査。これにより、農用地土壌汚染対策の効果を確認し、地域指定の解除を行う。</p>	<p>■ 対策地域内調査 対策地域内のおおむね25haに1点の割合で調査ほ場を選定し、地域の概況を調査するとともに、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行う。</p>
		<p>■ 対策地域関連調査 対策地域外においても、汚染状況を把握するために必要があれば細密調査や対策地域内調査と同様の調査を行うことができる。</p>
	<p>■ 解除地域調査 地域指定が解除された地域において地点を定めて、再汚染の有無を確認する調査。</p>	<p>■ 概況調査 調査対象地域の概況等につき調査するもの。</p> <p>■ ほ場調査 地域の水利条件や対策工事の工法などを考慮して調査ほ場を選定し、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行う。</p>
	<p>■ クロスチェック調査 細密調査及び対策地域調査における分析の精度を確保するために都道府県及び環境省が同一の土壌及び農作物等について行う分析測定調査</p>	

1

## (参考) 調査方法の見直し案について

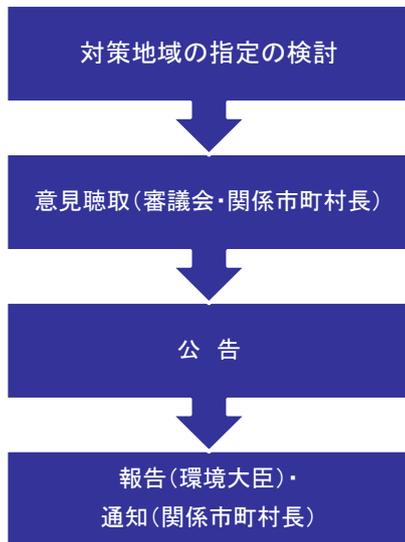
■ 農用地土壌環境基準等専門委員会報告を踏まえ、例えば、以下のような調査方法の改正が考えられる。

	改正方向	現行
採取区画	採取ほ場の選定 検定に係る農用地の面積のおおむね2.5haにつき1ほ場の割合で選定	採取地点の選定 おおむね農用地の面積に2.5haに1点の割合で採取
採取点数	選定されたほ場の中央を含む5点	採取に係る農用地の区画の中央部
採取量	米 調査地点上に立毛している稲4株前後(玄米として約100g~200g) 土壌 地表から地表下15cmまでの土壌を垂直に各点約1kgを切り取り、採取した土壌5点分を混合し、四分法により均一の土壌約1kg	米 調査地点上に立毛している稲20株前後(玄米として約500g~1kg) 土壌 地表から地表下15cmまでの土壌を垂直に切り取り、四分法により均一の土壌約1kg

## ○ 地域指定について

- 都道府県知事は、農用地土壌汚染防止法施行令で定める要件に該当する地域を農用地土壌汚染対策地域として指定することができる。
- 対策地域を指定しようとするときは、県の環境審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 対策地域を指定したときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

### 【対策地域の指定の手続き】



### 【対策地域の指定に係る報告書(例)】

#### 1 対策地域の区域

〇〇県△△市(図面)

#### 2 対策地域の面積及び当該対策地域の区域内の農用地の面積

対策地域の名称	面積	農用地の面積			農用地以外の面積	指定の理由
		田	畑	計		
□□△部対策地域	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	農用地土壌汚染防止法施行令第2条第1項第1号及び同条第2号に該当。
□□〇部対策地域	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	
合計	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	〇ha	

#### 3 対策地域を指定した年月日

平成〇年〇月〇日

3

## ○ 対策計画について

- 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、その区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止等を図るため、遅滞なく、農用地土壌汚染対策計画を定めなければならない。
- 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、県の環境審議会及び市町村長の意見を聴いた上で、農林水産大臣及び環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 【対策計画の策定の手続き】



### 【対策計画の内容(例)】

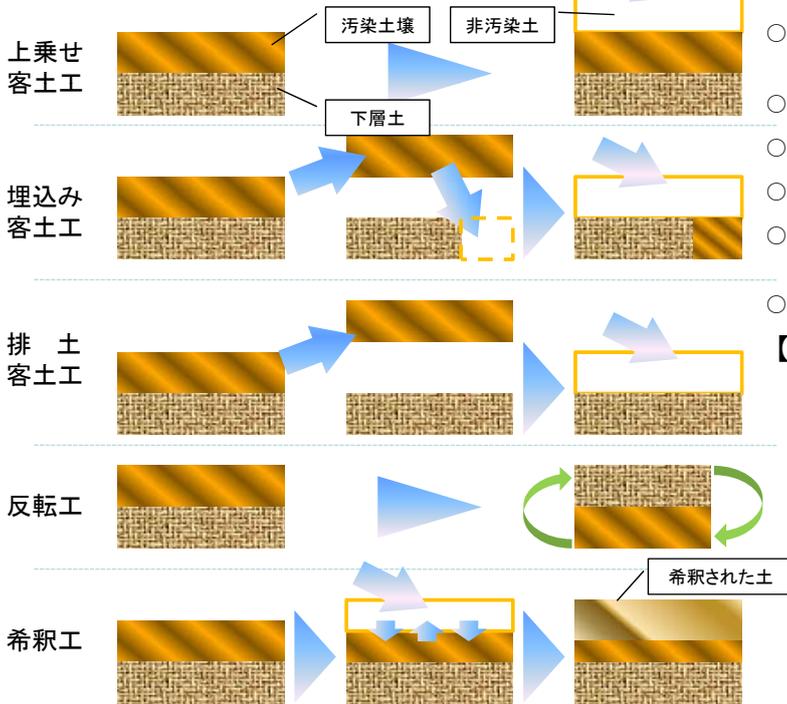
- 農用地土壌汚染対策地域の区域(所在地、地域)
- 農用地土壌汚染対策地域の面積及び区域内の農用地の面積
- 農用地土壌汚染対策地域を指定した年月日及び特定有害物資の種類
- 農用地土壌汚染対策計画の内容
  - 対策地域の区域内にある農用地の利用区分及び利用方針
    - 利用区分
    - 利用方針
  - 対策地域の区域内にある農用地の利用区分に係わる地区ごとの事業に関する事項
    - 対策計画実施地域
    - 事業の種類
      - 農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の施設の新設、管理又は変更
      - 農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業
      - 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業
    - 事業費の概算
    - 事業の実施者
- 対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項
  - 調査測定地点の所在地及び概況
  - 調査測定実施計画
  - 農用地土壌汚染対策地域指定及び観測区調査地点位置図

4

## (参考) 客土等の対策について

- 客土対策は、カドミウムを含有する農作物の生育を未然に防ぐ上で、確実な効果が期待できる。
- 一方で、①対策コストが高い ②土取り場の確保が難しくなっている等の問題が生じている。
- さらに、排土客土においては、汚染土の搬出に当たっての安全管理や処理方法も問題となる可能性。

### 【客土等の種類】



### 【客土対策の費用(例)】

(単位: 千万円)

区分	費用
事業費	379
純工事費	343
客土工	109
付帯工(土取場工部分)	40
その他(整地、用水、道路等)	194
測量試験費	15
その他	21

○対策地域面積 約130ha (うち客土面積 約120ha)  
 ○工法 上乗せ客土  
 ○土取り場距離 3~20km  
 ○客土厚 25.0~27.5cm  
 ○客土量 34万4千m<sup>3</sup> (うち田 31万8千m<sup>3</sup>)  
 ○土取場面積 約12.0ha

### 【客土対策の効果(例)】

周辺 細密 調査	調査 点数	農作物		土壌	
		最高値 mg/kg	最低値 mg/kg	最高値 mg/kg	最低値 mg/kg
□□地域	3	1.24	0.48	5.18	2.18

対策 地域 調査	調査 観測 区 地点 数	農作物		土壌	
		最高値 mg/kg	最低値 mg/kg	最高値 mg/kg	最低値 mg/kg
□□地域	1	0.01	0.01	0.24	0.12

## (参考) 対策について

- 従来、農用地のカドミウムの除去等の対策として、客土対策が行われてきており、現時点においても、カドミウムを含有する農作物の生育を未然に防ぐ上で、確実な効果が期待できる。
- 今後は、土壌の汚染状況等に合わせて、植物浄化や土壌洗浄などの技術を用いることも期待される。
- また、吸収抑制対策としては、湛水管理が有効であり、今後も地域のカドミウム低減対策の一環として、徹底される必要がある。

	現行の対策	効果実証中の対策		(参考)
	客土	土壌洗浄	植物浄化	湛水管理
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本対策として確実な効果が得られる。</li> <li>・客土工自体は、1年間で対策が終了する。</li> <li>・対策計画に位置づけられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間(~1年間)で対策が完了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストが安い(10aあたり20万円/年程度)。</li> <li>・複数年度の対策実績は少ないが、3年で土壌中のカドミウム濃度が40%低減するとのデータもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストが安く、高い効果が得られる場合が多い。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策コストが高い。(10aあたり520万円以上(実施4地区平均))</li> <li>・客土に利用できる土取り場の確保が困難。</li> <li>・土取り場の環境影響への配慮が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客土と同等のコスト。</li> <li>・対策時(大抵は冬場)に大量の水が必要。</li> <li>・水持ちの悪い水田では施工が困難。</li> <li>・周辺環境への影響についてさらに実証が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化を複数年続ける必要。</li> <li>・気象や栽培条件により、効果が変動。</li> <li>・複数年実施した場合の低減効果の予測が困難。</li> <li>・収穫物の処理が必要であり、引受先の調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少雨など気象条件の影響を受ける場合がある。</li> <li>・用水の確保が重要。</li> <li>・水管理に係る確認作業が必要。</li> <li>・土壌中カドミウム濃度は低減しない。</li> </ul>
	高い	← 土壌中カドミウムの低減効果 →		低い
				低減効果 なし